

ご存知ですか？ 走ったあとに煙は残る・・・ その煙に苦しむ人がいます・・・

重油や重油を混和した燃料等をディーゼル自動車や建設機械などに**使用・販売**することは**禁止**されています。



コバトンは埼玉県のマスコットです。

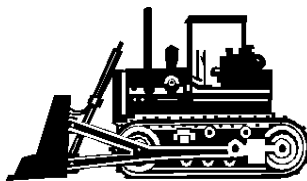
【条例の内容】

埼玉県生活環境保全条例では、適正な軽油に比べ、黒煙などの大気汚染物質を増大させる重油や重油混和燃料などを、ディーゼル自動車や自走式の建設機械など(※)の燃料として①使用すること、②販売することを禁止しています。

※ ブルドーザー、ショベルローダー、フォークリフト、トラクター、コンバインなどで、ナンバープレートがない車両も対象です。

1 対象となる地域

埼玉県全域



2 使用・販売が禁止される燃料

- ① 重油
- ② 重油を混和した燃料
- ③ 次のイからニまでに定める値を満たさない燃料

イ 90パーセント留出温度:360℃以下

燃料油から容量で90%を蒸留させたときの温度で、組成や着火性等を知る目安である。

ロ 10パーセント残油の残留炭素分:0.1質量パーセント以下

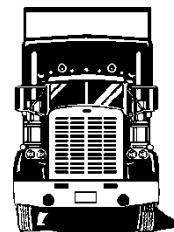
燃料油から90%を蒸発させた残油中の炭素分を示す値で、適正な燃焼を確保する。

ハ セタン指数:45以上

軽油の着火性を示す値で、高圧縮空気中で燃料を自動着火させるための尺度である。

ニ 硫黄分:0.001質量パーセント以下(H19.1.1改正)

燃料中の硫黄の総量を示す値で、硫黄分が多いと大気汚染や悪臭の原因となる。



3 条例に違反した場合

使用禁止命令 または 販売禁止命令

↓ 命令に従わない場合

50万円以下の罰金

問合せ先: 次の各事務所まで

中央環境管理事務所(さいたま市) 電話048-822-5199

西部環境管理事務所(川越市) 電話049-244-1250

東松山環境管理事務所(東松山市) 電話0493-23-4050

秩父環境管理事務所(秩父市) 電話0494-23-1511

北部環境管理事務所(熊谷市) 電話048-523-2800

越谷環境管理事務所(越谷市) 電話048-966-2311

東部環境管理事務所(杉戸町) 電話0480-34-4011

環境部大気環境課 電話048-830-3064

不適正燃料によりもたらされる問題

- 一 大気汚染
- 二 硫酸ピッチの発生、不法投棄
- 三 軽油引取税の脱税

～燃料抜き取り調査への御協力に関するお願い～

埼玉県では、環境管理事務所の職員が、車両や燃料貯蔵施設から抜き取り調査を行っていますので、その際は御協力をお願いいたします。